## 売払物件について

### 売払いの条件となりますので、必ずお読みください。

#### □ 契約の目的

売払物件(以下「物件」と言います。)は、原則、都市計画法及び建築基準法上の用途地域の制限に従った用途を想定した売買契約とし、これを契約の目的とします。また、別途契約条件に用途指定がある場合は、前述の考え方と合わせてその条件も契約の目的とします。

#### □ 地下埋設物について

- ・物件は原則、地歴調査による地下埋設物の存在の推定確認を行い、地下埋設物の存在が疑わしい物件については試掘等の調査を行っています。地下埋設物が存在する場合、物件調書に当該調査結果を記載しています。
- ・物件によっては、地中に自然石等が散見、あるいはまとまって存在する場合がありますが、自 然石の撤去及び売買代金からの撤去費相当額の減額等について、横浜市(売主)は対応いたしま せん。
- ・物件によっては、湧水が出る場合がありますが、湧水の処理及び売買代金から湧水処理費相当額の減額等について、横浜市(売主)は対応しません。

### □ 測量及び、境界立ち合い(筆界確認書)について

- ・物件は全て、物件調書に特段の記載のない限り、<u>現況測量を行い、境界標の存在を確認してい</u>ます。ただし、確定測量は行っていません。
- ・現況測量の結果と、不動産登記記録及び図面(法務局備え付けの地積測量図、又は区画整理換地図等)を比較した結果、境界点間距離及び面積は、全て不動産登記規則第10条第4項の許容誤差の範囲内にあります。このため、**隣接地権者との筆界確認書は、原則として取り交わしていません。**

### □ 水害ハザードマップ等の情報について

- ・物件は全て、所在地若しくは物件が所在する町について、「横浜市行政地図情報提供システム」における「わいわい防災マップ(洪水、内水、高潮浸水想定区域)」並びに横浜市ホームページ「横浜市の災害(過去の災害履歴)」のうち、大雨による浸水被害の情報を確認しています。本情報の記載がない(浸水想定区域外もしくは過去の災害履歴(浸水)の該当がない)物件についても、雨の降り方や土地利用の変化等により浸水被害を被る可能性がありますので御注意ください。
- ・記載している地域防災拠点は「わいわい防災マップ(洪水、内水、高潮浸水想定区域)」による情報です。
- ・物件が所在する町における過去の災害履歴は、横浜市総務局危機管理部緊急対策課がホームページ上で公表している「横浜市の災害(過去の災害履歴)」のうち、大雨による浸水被害が発生した年代と累計の回数を記載しています(必ずしも当該災害が売買物件所在地において発生したものではありません。)。なお、大雨による浸水以外の被害(崖崩れや住居損壊等)については別途御確認ください。

### □ 一般事項について

・物件は全て、物件調書に特段の記載のない限り、<u>現状での売買及び引渡しとなります</u>。買受に 当っては、物件調書を御覧のうえ、必ず事前に現地及び近隣状況を御確認ください。なお、物件 調書と現状が異なる場合には現状を優先します。 最低売却価格は、一般事項及び物件調書の内容を考慮して、算定しています。一般事項及び物件調書の内容については、売買代金からの減額等について、横浜市(売主)は対応いたしません。

建物の建築を含む土地利用について、都市計画法、建築基準法、条例その他の法令等により課 される制限や条件及び電気、ガス、水道等の供給処理施設の整備等について、横浜市(売主)は 対応いたしません。

特に、開発行為を計画している場合や個人が自宅等の建築を目的に入札に参加される場合は、 事前に十分な調査のうえ入札に御参加ください。

- ・物件によっては、敷地内にフェンス、塀、柵、U字溝、桝等の工作物が設置されていますが、 これらの工作物の補修、修繕、改修、撤去、再築造、安全対策等及びその費用負担につい て、横浜市(売主)は対応いたしません。また、これらの工作物の図面等はありません。
- ・物件によっては、敷地内及び隣接地に傾斜地が含まれていたり、擁壁、地下車庫、直壁等 (付帯する水抜き穴等を含む)の構造物が築造されていますが、経年劣化による影響につい ては確認しておらず、ひび、破損、エフロレッセンス(石灰質の析出)及び亀裂等が見られ る場合もあります。また、隣接地の水抜き穴から排水が流れ込んでいる場合があります。こ れら傾斜地や構造物の補修、修繕、改修、撤去、再築造、安全対策等及びその費用負担、そ の他隣接地権者等との協議について、横浜市(売主)は対応いたしません。また、擁壁や地 下車庫等の構造物について、宅地造成時の構造図面及び構造計算書、その他の図面等はあり ませんので、建築行為等にあたっては、必要な手続の申請先である各審査機関等へお問合せ ください。
- ・崖(がけ)等による敷地の安全措置に関する制限や条件については、特に御注意ください。 横浜市(売主)は対応いたしません。
- ・物件及び隣接地の擁壁、直壁及びブロック塀、樹木等について、地上及び地中にて境界を越 えている場合があります。これら越境物の移設、撤去、再築造等及びその費用負担、その他 隣接地権者等との協議等について、横浜市(売主)は対応いたしません。
- ・物件によっては、上下水道設備及びガス設備が敷設されていますが、経年劣化による影響等については確認しておりません。これらの敷設設備の補修、修繕、改修、撤去、再築造、移設等及びその費用負担について、横浜市(売主)は対応いたしません。
- ・物件の敷地内又は隣接地等に電柱、電線、ケーブル、ゴミ置き場、道路設置物(ガードレール等)及び道路標識(カーブミラー等を含む)等がある場合には、移設及び撤去の可否等の取扱いについて、設置者又は管理者等にお問合せください。横浜市(売主)は対応いたしません。
- ・歩道の切下げ等の道路自費工事については、管理者にお問合せください。横浜市(売主)は 対応いたしません。
- ・物件の敷地内に、樹木、切り株及び雑草等がある場合、剪定、除去及び伐採等の費用負担に ついて、横浜市(売主)は対応いたしません。ごみ、ガラ及び砕石等の残置物除去について も同様です。
- ・土壌汚染については、物件調書に特段の記載のない限り、有害物質使用等の経過がないこと を確認しています。
- ・地盤に関する調査は行っていません。地盤の改良や補強について、横浜市(売主)は対応いたしません。
- 分筆・地積更正等の登記の可否に関する確認は行っておりません。

- ・物件の敷地内に、既に滅失した建物登記が残っていることが判明した場合、当該建物を横浜 市が所有していた場合等を除き、横浜市(売主)は対応いたしません。
- □ 各物件の詳細については、物件調書に記載しています。

(主な項目の見方)

所在地欄には、物件の筆頭地番を記載しています。

住居表示欄には、物件が位置する地域に住居表示が実施されている場合、その街区番号までを記載しています。

内訳、面積欄の記載内容は次のとおりです。

「公簿面積」
不動産登記記録上の地積を記載しています。

「現況測量面積」 現況測量の地積を記載しています(26ページ参照)。

「地積測量図面積」 法務局備え付けの地積測量図による地積を記載しています。

道路と敷地の関係欄には、物件に隣接している道路の方角及び道路幅員を記載しています。

### 法令に基づく制限欄

都市計画法・建築基準法欄には都市計画法・建築基準法に基づく制限について記載しています。制限の詳細については、本市WEBページ又は担当の窓口へお問合せください。

本市WEBページ「建築・宅地に関する一般相談・窓口案内、不動産調査(重要事項説明等)」参照

https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/annai/20140401121655.html

- ・建築基準法第22条の規定による区域指定は横浜市一円です(昭和26年10月告示第132号) が、「防火地域」「準防火地域」では適用されません。
- ・日影による中高層の建築物の高さの制限(日影規制)は、建築基準法第56条の2第1項及び横浜市建築基準条例第4条の4により制限対象となる地域・区域を指定し、規制対象となる建築物及び規制時間を定めています。

その他の制限欄には、都市計画法・建築基準法以外の法令に基づく制限について記載しています。制限の詳細については、本市WEBページ又は所管課へお問合せください。

- ・宅地造成等規制法に定める宅地造成工事規制区域に位置する物件における切土・盛土等の 宅地造成行為に当たっては、横浜市長の許可が必要となる場合があります。
- ・「周知の埋蔵文化財包蔵地」において、土木工事等を実施する場合は、事前に届出等を行う必要があります。埋蔵文化財包蔵地に該当する場合は、教育委員会事務局生涯学習文化財課(045-671-3284)と協議をお願いします。また、土木工事等の計画にあたっては、事前に必ず同課へお問合せください。
- ・緑化地域では、敷地面積 500 m以上から緑化率の規制の対象となります。
- ・駐車場条例の附置義務区域において、一定の要件を満たす建築物を新築、増築又は用途変更する場合、駐車場の設置が義務付けられます。また、附置義務区域は、「駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域」と「周辺地区又は自動車ふくそう地区」の大きく2つに分けられ、設置台数等に関する基準は、各々異なります。なお、建築基準法の確認申請前に条例の届出が必要となります。

※ <u>法令に基づく制限欄の事項は、横浜市まちづくり地図情報提供システム(i マッピー)を基に、区域・地域等に指定されているものを記載しております。詳細については、所</u> 管課へお問合せください。

また、物件の個別条件によっては建築協定・道路斜線制限等、建築基準法その他の法令等の定めにより、建ペい率・容積率をはじめ、別途制限や条件が課される場合があります。その他に、建築計画の内容によっては、街づくり協議指針等により、別途制限が課される場合があります。

なお、都市計画決定内容は募集時点におけるものであり、将来変更される場合があります。

<u>私道の負担等に関する事項欄</u>には、私道の負担又はセットバック等の有無、その内容について記載しています。

供給処理施設の状況欄の記載内容は次のとおりです。

- ・それぞれの設置者及び管理者が保有する台帳等に基づいて記載していますが、現地の状況 と一致していない場合があります。詳細につきましては、それぞれの設置者及び管理者へ お問合せください。
- ・施設の種類
  - 「有」… 物件の敷地内に引込管、電線、桝等が整備済みであることを示しています。ただし、引込管、電線、桝等の劣化や、使用が可能であるか否かの調査は行っていません。経年劣化等により設備が現状のままで使用できない場合があります。
  - 「可」 … 物件の前面道路に配管等が整備済であることを示しています。物件内への引き込みには別途工事が必要です。

「無」… 前面道路に配管等がありません。

・整備、補修、再整備及びその費用負担等について、横浜市は対応いたしません。

公共施設等欄には、物件が属する区役所及び横浜市立の小・中学校の方角・直線距離を記載しています。(距離は目安です。)

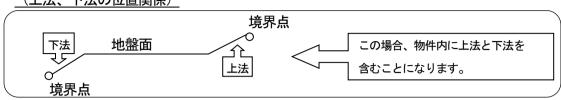
- ・横浜市立の小・中学校については、最短距離の学校ではなく、当該地の通学区域に指定されている学校を記載しています。
- ・通学区域は変更になる場合がありますので、その都度御確認ください。なお、小・中学校 の記載については、教育委員会事務局WEBページの小中学校等・通学区域制度の情報を 基にしております。

https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/kyoiku/gakku-meibo/tsugakukuiki/gakku.html

留意事項欄では、上記項目等の詳細、売払物件の状況、工作物・構造物、隣接地の状況及び売買契約の特記事項等、御留意いただきたい点について記載しております。

・物件内に法(のり)を含んでいる場合、物件の地盤面に対して下の部分を「下法(したのり)」、上の部分を「上法(うわのり)」と記載しています。

(上法、下法の位置関係)



案内図は、現地までの略図です。

交通機関欄の(道路距離)とは、直線距離ではなく、駅などの交通機関施設から物件まで道路に沿って測定した距離のことです。

- ・徒歩所要時間は、80mを1分として換算しています。
- ・公共交通機関は調査時点のものであり、変更されている場合があります。

現況図は、土地の面積・形状、境界標の点間距離、構造物及び工作物等の位置を図面に表した参考図です。

※なお、現地確認の際は、近隣の御迷惑にならないよう御配慮くださいますようお願いいたします。

# 物 件 調 書

<u>物</u>	<u>件番号 2859</u>	<u>)                                    </u>					最低売却	価格	ř	8	17万	円	
序	斤 在 地	横浜市戸地	塚区上	上柏尾町字台21	5番3外								
住	居 表 示	_											
			地	番	地	目	公	簿 ፲	<b>積</b>	地積	測	量 図	面積
ı,	訳、面積	215番	3		宅	地		6	1. 19 m²		6 1	. 19 m	2
P 3	八 、 田 傾	216番	2		山	林		1	, 6 4 0 m <sup>2</sup>	1,	6 4 0	). 16 m <sup>2</sup>	2
		合計(2筆)	)			<b>※</b> 1	1,	7 0	1. 19 m²	1,	7 0 1	. 35 m <sup>2</sup>	2
道	[路と敷地の関係	北西側で	幅員約	54.2mの舗装	市道(建築基	準法第	第42条第1項) (	こ接道	İ				
		都市計	画区	域市	街化区域		用途地域		第	1種低層住	居専用:	地域	
法	都市計画法建築基準法	建ぺい	率	4 0 %	容積率	ì	80%	高	度 地 区	Ş	第1種語	高度地区	
令に		外壁後退距	離	前面道路から1m	敷地面積最低限	!度	$1~2~5~\mathrm{m}^2$	防火·	準防火地域等	建築基準	進法第2	2条による	区域
基づ		日影規制(軒高が7mを超える建築物、又は地上の階数が3以上の建築物/1.5m/3時間/2時間)											
く制		緑化地域(都市緑化法)、宅地造成工事規制区域(旧宅地造成等規制法)、宅地造成等工事規制区域(全市域)											
限	その他の 制限	景観計画	(全市	万域)、周知の埋	蔵文化財包蔵	地(	文化財保護法)	<b>※</b> 2					
	11111175	土砂災害物	警戒区	区域(土砂災害防	止法)※3								
私道の	負担等に関する事項	負担等の有	無	無	負担等の内容	孚	_						
		施設の	種類		状		況			事	業が	<b>等</b>	
	給処理設の状況	電気	Ħ,	1 地上配線					東京電力	エナシ゛ーハ゜ートナー	(株) 012	20-995-001	
供施		上水道	Ħ,	• 前面道路	記管 (50mm) ·	敷地区	内引込なし		横浜市水	道局給水工事	受付セン	/ター 045	-489-3085
		下水道	Ħ,	• 前面道路	記管 (汚水250m	m) •	敷地内桝なし		横浜市戸	塚区戸塚土木	事務所	045-881-16	21
		都市ガス	Ħ,	• 前面道路	記管 (低圧150m	m) •	敷地内引込なし		東京ガス	㈱お客様セン	ター 05	70-002211	
<i>/</i> \	# 据 記 <b>安</b>		戸場	家区役所		横测	兵市立柏尾小学	校		横浜市	立舞岡	可中学校	
<i>'</i>	共 施 設 等	物件	の南	西方 約2.6km		物件	-の南方 約0.5	5km		物件の国	可西方	約1.2km	

## ※本物件が公道に接しているのは、北西側の擁壁部分のみです。 私有地を通過して本物件に立入ることは、決して行わないでください。

### 本物件は現況での引渡しとなります。

留

「売払物件について」(P.26)は売払いの条件となりますので、必ずお読みください。また、事前に現地を十分に御確認のうえ、入札に御参加ください

本物件敷地内外に位置する工作物(土地に定着する人工物等)、供給処理施設等の補修・移設・撤去・再築造、樹木の剪定、残置物の処分等の費用負担、隣接地権者等との協議については、横浜市(売主)は対応いたしません。また、近隣、隣接地の既存の建物、工作物、擁壁等の状況についても横浜市(売主)は対応いたしませんので、事前に十分御確認ください。特に、個人が住宅等の建築目的で入札に参加される場合、事前に十分な調査のうえ入札に御参加ください。

- ※1 本物件は地積測量図面積により売却します。
- ※2 本物件は周知の埋蔵文化財包蔵地(県管理番号48)に一部該当しています。土木工事等を行うにあたっては事前に届出等が必要 になります。
- ※3 本物件の西側の一部は土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域(自然現象の種類:急傾斜地の崩壊、告示番号:神奈川県告示 第36号、告示年月日:令和7年1月17日、箇所番号:110-H21-095、箇所名:上柏尾町5-2)に位置しています。
- 意 ◆本物件は①~②の条件付きです。詳細については横浜市建築局にご確認ください。
- ①建築物の建築等の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更がある場合は、都市計画法第29条の規定による開発許可を要する事 可能性があります。
- ②小規模開発の連続する市街地のスプロール化を防ぐために、本物件については、開発許可等の基準に適合させることが困難な場合 を除き、原則として一体的に開発を行うことを条件とします。
  - ・形状は不整形です。本物件は北西側道路より約2m~約3mの高さの擁壁が設置されています。なお、敷地内への階段はありません。
  - ・本物件は、南東側隣接地からは概ね等高に接しており、敷地内は傾斜地になっています。
  - ・本物件北側隣接地の間地ブロック積擁壁及びブロックフェンス並びに東側隣接地のコンクリート擁壁基礎及び間地ブロック積擁壁が、 本物件上に位置しています。

また、本物件の北側コンクリート擁壁が東側隣接地に位置しています。

- これらに関しては、隣接地権者との間で「現況工作物に関する確認書」等の覚書を取り交わしていますので、地位を承継していただきます (売買契約書に明記)。 詳細については、財政局ファシリティマネジメント推進課にお問い合わせください。
- ・本物件東側隣接地のコンクリート擁壁の一部が本物件上に位置しています。隣接地権者との協議等について、横浜市(売主)は対応いたしません。
- ・本物件の北西側に周辺住民の利用するゴミ置き場が設置されています。移動・撤去等の可否は確認していません。
- ・本物件の残置物等の撤去・移転等については横浜市(売主)は対応いたしません。
- ・本物件の南東側近隣に高圧線鉄塔が存しており、本物件東側隣接地上空を高圧線が通過しています。
- ・本物件の周辺環境を現地にて十分に御確認ください。

なお、周辺の空地を含め、既存の建付地にも建物が建設される場合もあり、近隣環境が変化する場合があることを御了承ください。

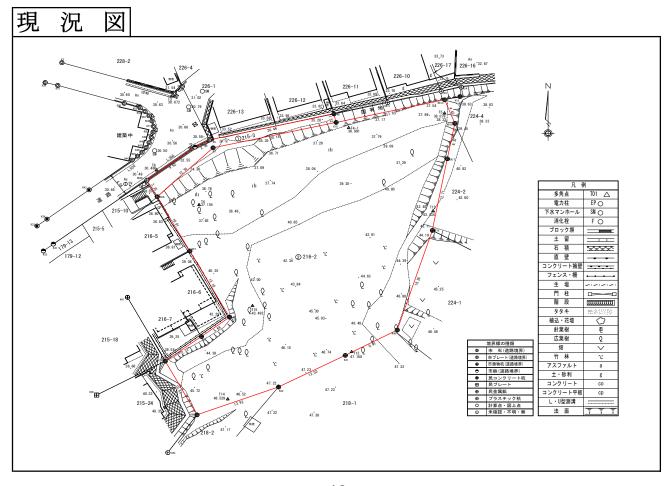
「売払物件について」も必ず御確認ください。

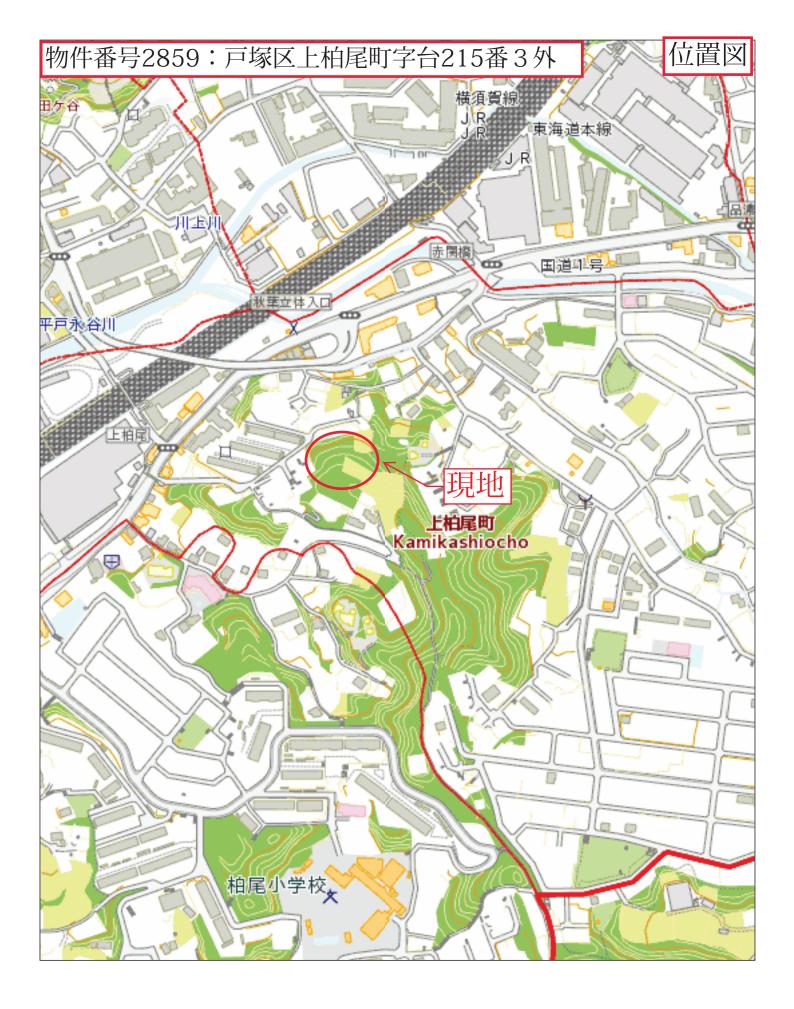
本物件の売払人(連絡先)

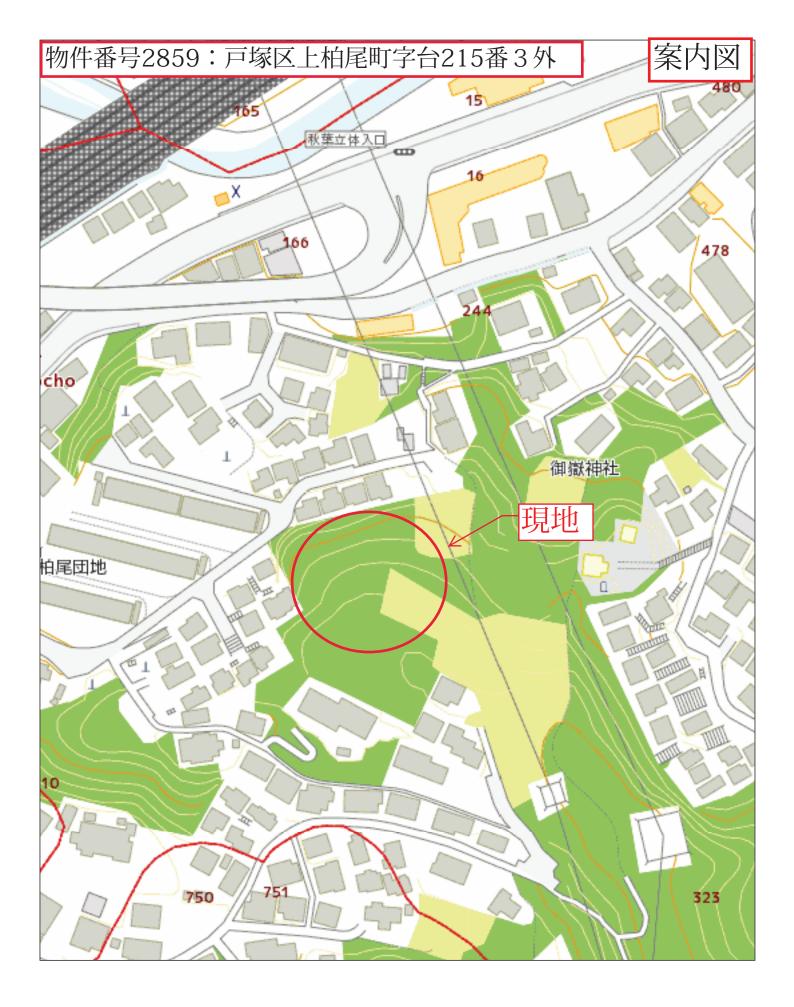
横浜市(財政局 ファシリティマネジメント推進課 045-671-2264)

### 物件番号2859











これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(横浜地方法務局戸塚出張所管轄)

令和7年4月4日 横浜地方法務局

請求番号:24-1

(1/2)

登記官

† 226-27 § 213 3 179-37

請求番号:24-1

(2/2)

余 白

余 白

余 白

〔昭和59年6月4日〕

[令和4年1月13日]

の規定により移記 平成6年6月23日

③錯誤

昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項

本	<b>具横浜市戸</b>	塚区上柏尾町 2	1 5 – 3					全部事功	頁証明書	(土地)
表題	部	(土地の表示)		調製	平成6年	6月2	3日	不動産番号	020800000	5 3 1 4
地図番号	V 5 1 2	-4 22-2	筆界特定	金	自					
所 在 村	黄浜市戸塚	区上柏尾町字台						余白		
① 地	番	②地 目	3	地	積	m	² Î	原因及びそ	その日付〔登記の日付	)
215番3		宅地				16	98	215番1から5 [昭和59年3月		
余白		余白			1	1 4	0 6	③215番4、2 7、同番8を合筆 [昭和59年6月		228番
余 白		余 白				6 1	6 5	③215番3、同	同番5に分筆	

権和	ATTERNATIONALIS. POLITICA STUDINGENIA (1988)		項)		
順位番号	登記の目的 所有権移転	受付年月日・受付番号 昭和59年7月9日 第30126号	権利者その他の事項 原因昭和59年7月9日売買 所有者横浜市		
	<u>♠</u> <b>6</b>	余白	順位5番の登記を移記 昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成6年6月23日		

61 19



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はな

(横浜地方法務局戸塚出張所管轄)

令和7年4月4日

横浜地方法務局

余 白

余 白

登記官

\* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、 登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K52892 (-1/2)

1/1

								7	
表是	夏 部	(土地の表示	)	調製	平成6年6月23日	∃	不動産番号	020800	0005320
地図番号	V 5 1	2 – 4	筆界特別	定金	自				
所 在	横浜市戸地	家区上柏尾町字	台			余日	<b>1</b>		
① ±	也 番	②地 目	3	地	積 m <sup>2</sup>	T T T T T T T T T T T T T T T T T T T	原因及びそ	その日付〔登記	の日付〕
216番2	)	山林			2 3	余E	<u> </u>		
余白		余白			3 3 4	③錯 〔昭	誤 和 5 8 年 5 月	月20日)	
余白		余白			7 3	. 35. St. 75. Sept. 35.	16番2、2 和58年5月	216番3に分 月20日]	筆
余白		余白			1935		16番3、2 和59年6月	217番1、同月4日]	番2を合筆
余白		余白			1642	1	16番2、同 和59年6月	同番4に分筆 月4日]	
余 白		余白	余 白			の規	63年法務4 定により移記 6年6月23	3	則第2条第2項
余白		<b>余白</b>			1640	③錯 〔令	誤 和4年1月]	13日)	

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和59年7月9日 第30126号	原因 昭和59年7月9日売買 所有者 横 浜 市 順位10番の登記を移記
	(余 白)	<u>余</u> 自	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成6年6月23日



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はな

(横浜地方法務局戸塚出張所管轄)

令和7年4月4日

横浜地方法務局

登記官

\* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、 登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K52892 (2/2)

(令和 4年 1月 5日作成)

(神奈川県土地家屋調査士会)

申請人

横浜市長

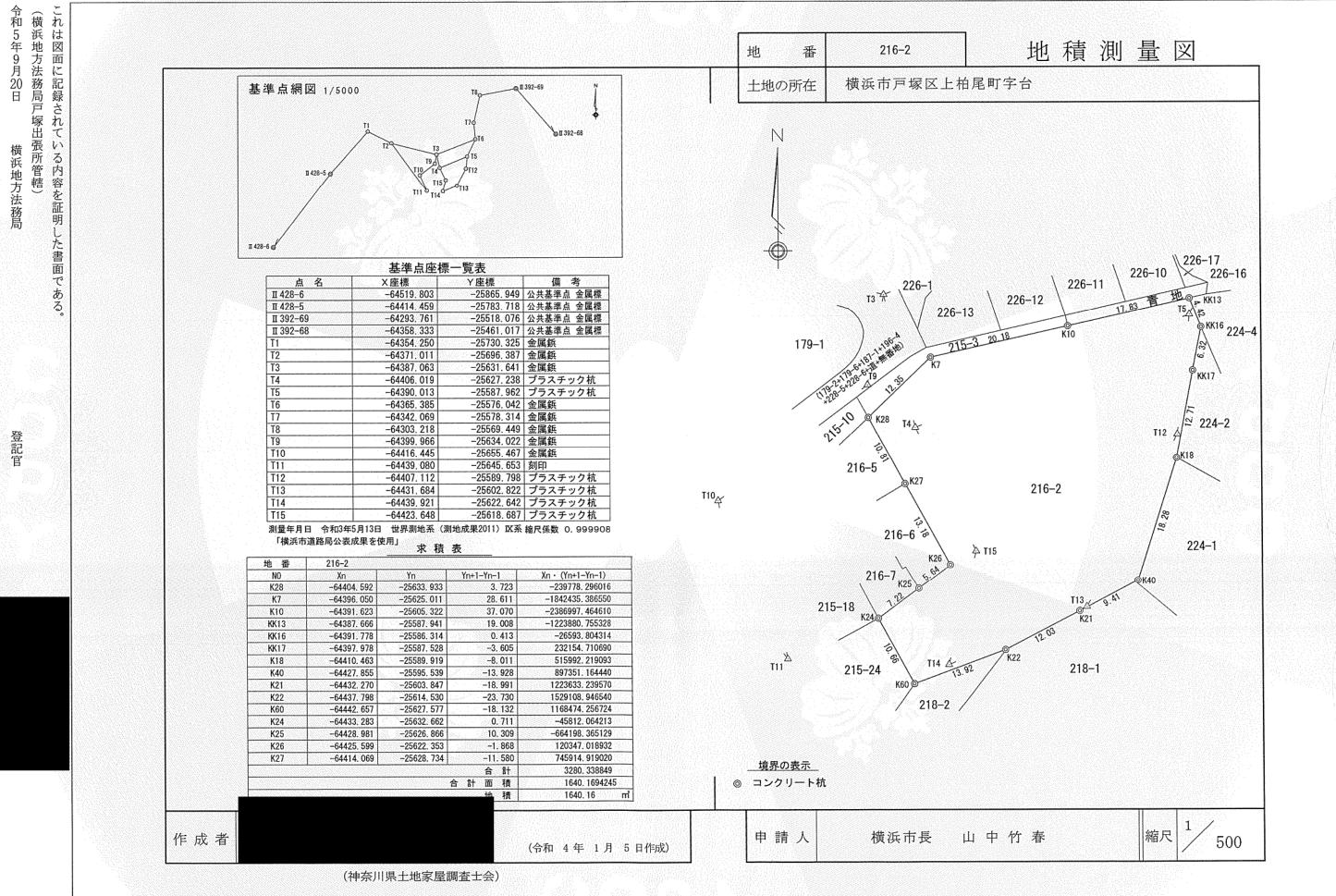
山中竹春

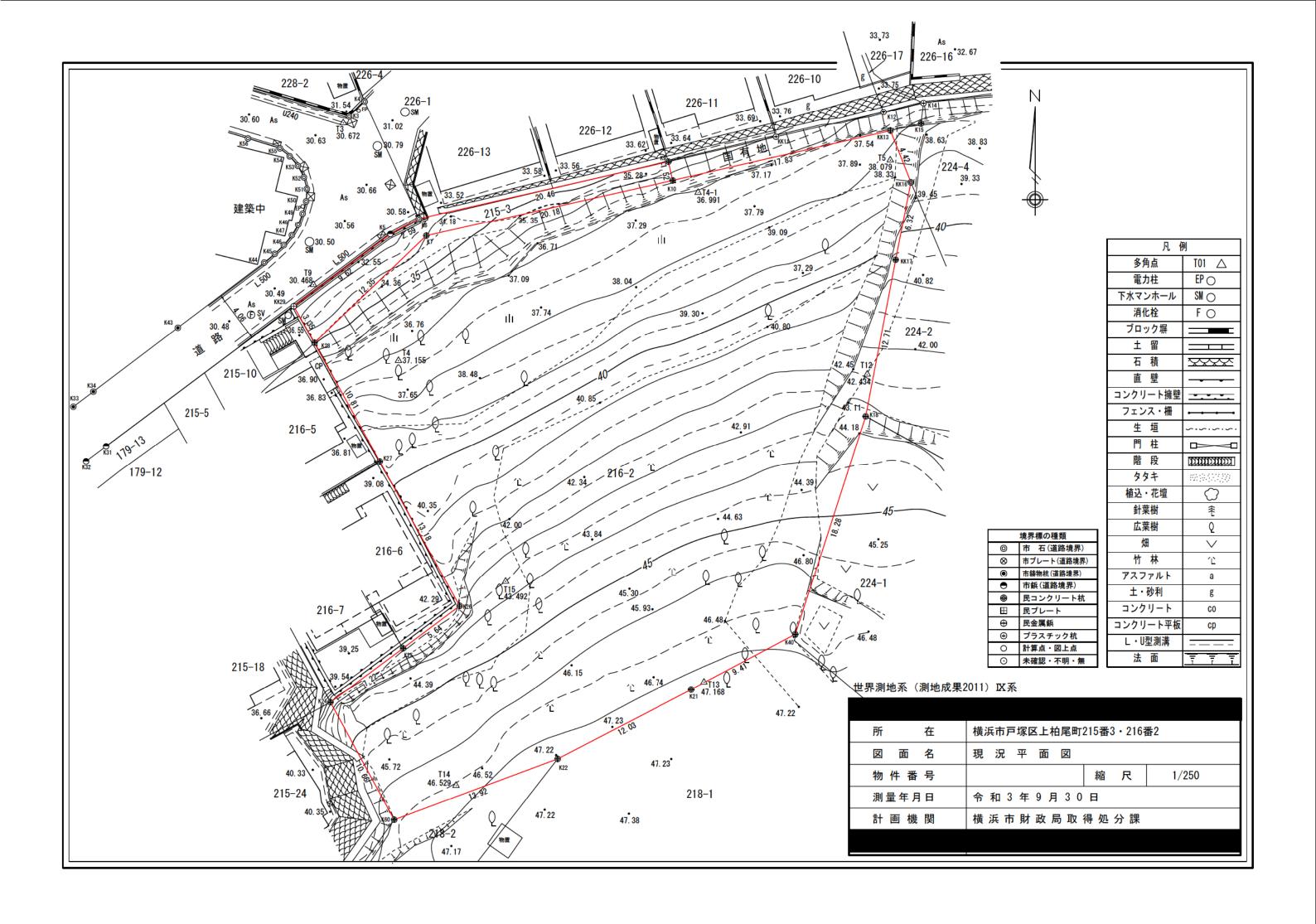
縮尺

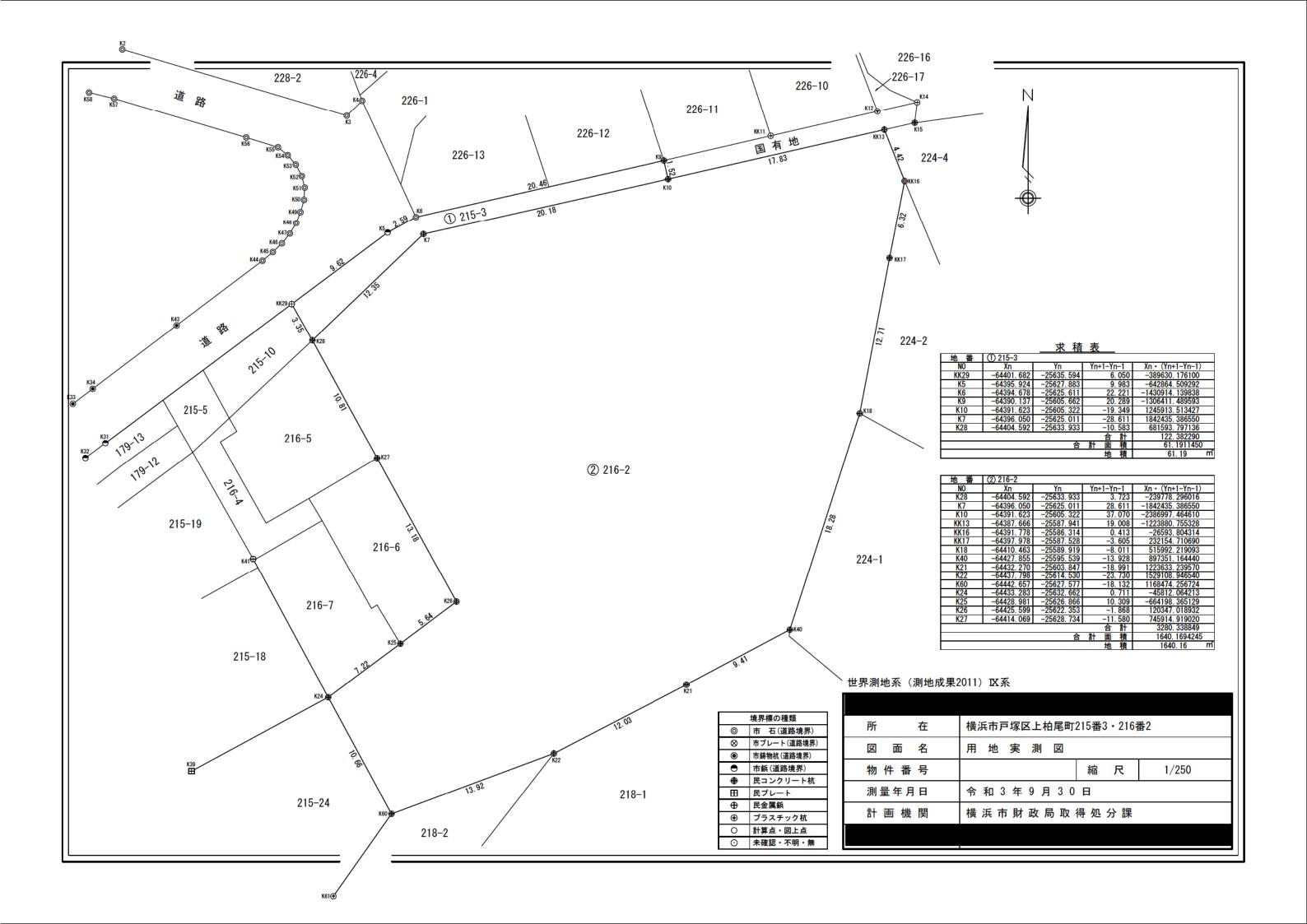
250

請求番号:26-2

作成者







### 売買物件における水防法に基づく水害ハザードマップ及び過去の災害履歴情報(売買物件一覧) 物件番号2859 ~ 2860

物件番号2859 (戸塚区上柏尾町)	地域防災拠点:柏尾	小学校 (近隣)秋	葉小学校など
水害ハザードマップ	洪水	雨水出水(内水)	高潮
浸水想定区域の該当の有無	無	無	無
水害ハザードマップにおける想定被害及び 物件が所在する町における過去の災害履歴 (大雨による浸水被害)	・昭和57年~令和元	年 大雨による浸水	被害 累計9回

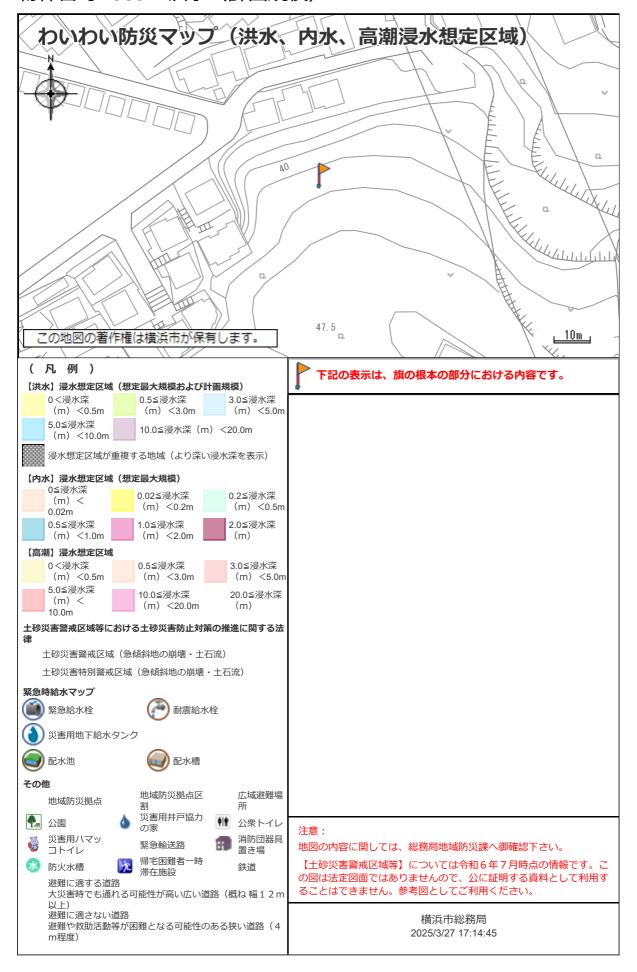
物件番号2860 (緑区北八朔町)	地域防災拠点:山下小	、学校 (近隣)山下み	ょどり台小学校など	
水害ハザードマップ	洪水	雨水出水(内水)	高潮	
浸水想定区域の該当の有無	有	有	無	
水害ハザードマップにおける想定被害及び 物件が所在する町における過去の災害履歴 (大雨による浸水被害)	・洪水 0.5≦浸水浴 ・内水 5.0m≦浸z ・昭和51年~令和35		皮害 累計4回	

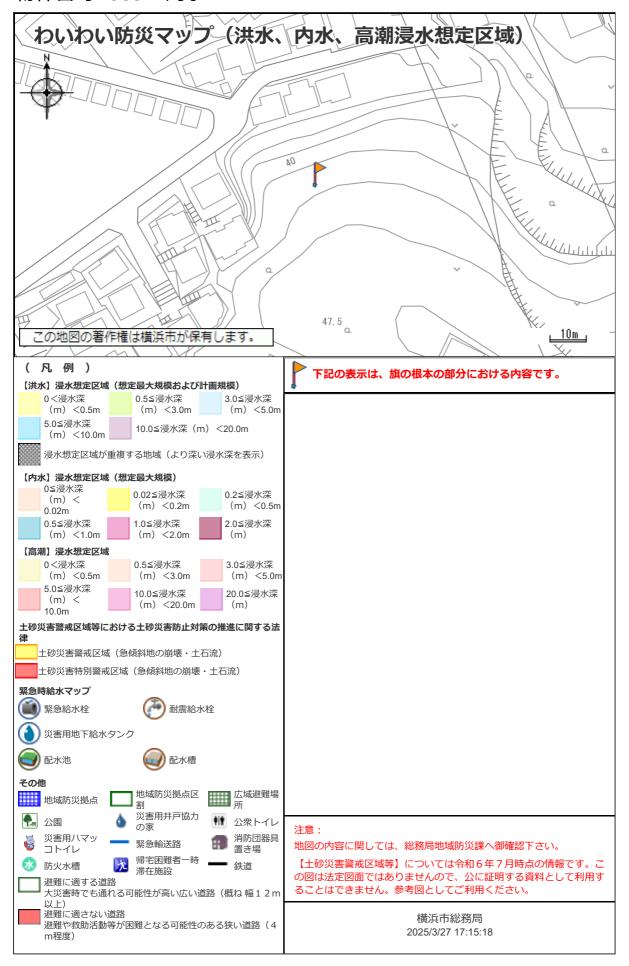
#### 備考:

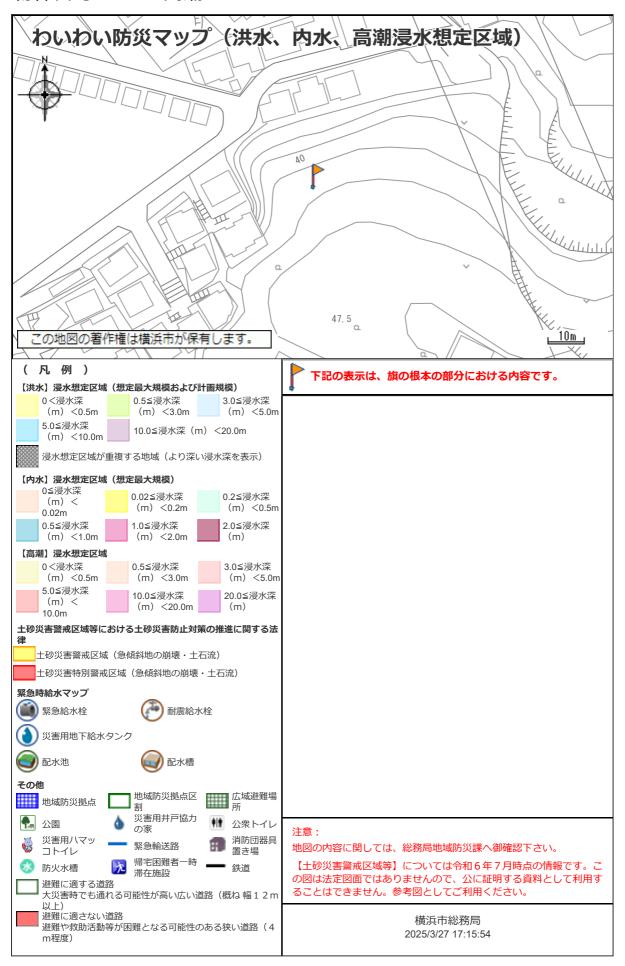
- ・水害ハザードマップは、横浜市行政地図情報提供システムにおける「わいわい防災マップ(洪水、内水、高潮浸水想定区域)」の令和7年3月時点の情報です。売買物件が洪水、内水、高潮のいずれかの想定被害区域内に位置する場合、想定被害の浸水深(m)を記載しています。
- ・物件が所在する町における過去の災害履歴は、横浜市総務局危機管理部緊急対策課がホームページ上で公開している「横浜市の災害(過去の災害履歴)」のうち、大雨による浸水被害が発生した年代と累計の回数を記載しています。(必ずしも当該災害が売買物件所在地において発生したものではありません。)なお、大雨による浸水以外の被害(崖崩れや住居損壊等)については別途御確認ください。

# 物件番号2859 洪水(最大想定規模)









参考写真 最新の状況ではありませんので、現地は必ず御確認ください。



参考写真 最新の状況ではありませんので、現地は必ず御確認ください。

